

ライフスタイルの変化や高齢化などへの 対応について

1.立ち番・集積所管理

2.排出困難者への対応

戸別収集

3.排出機会の確保

①拠点回収

②収集回数

4.地域コミュニティの維持・活性化

ライフスタイルの変化や高齢化などへの対応について

議事の進め方

■本日の会議では、提示された課題等を5項目に分類し、

- ①「意見のとりまとめ」と
- ②「市の取り組み案について意見交換」を行う

提示された課題等

1.立ち番・集積所管理

2.排出困難者への対応

戸別収集

3.排出機会の確保

①拠点回収

②収集回数

4.地域コミュニティの維持・活性化

議事進行イメージ

意見のとりまとめ

取り組み案等説明

意見交換

諮詢事項3

ライフスタイルの変化や高齢化などへの 対応について

1.立ち番・集積所管理

2.排出困難者への対応

戸別収集

3.排出機会の確保

①拠点回収

②収集回数

4.地域コミュニティの維持・活性化

不燃ごみ収集日の立ち番の負担について

市の取り組み案

- ①立ち番の配置は、地域の事情に応じて自治会の任意によるものとし、任意化のタイミング等は別途検討する。
- ②地域でのごみ減量・分別の学習の機会として、出前講座の利活用をPR



不燃ごみ収集日の立ち番の負担について

経過

- 平成10年に不燃ごみ6種9分別収集の実施の際に自治連・区長連協議会からの要望により制度化された

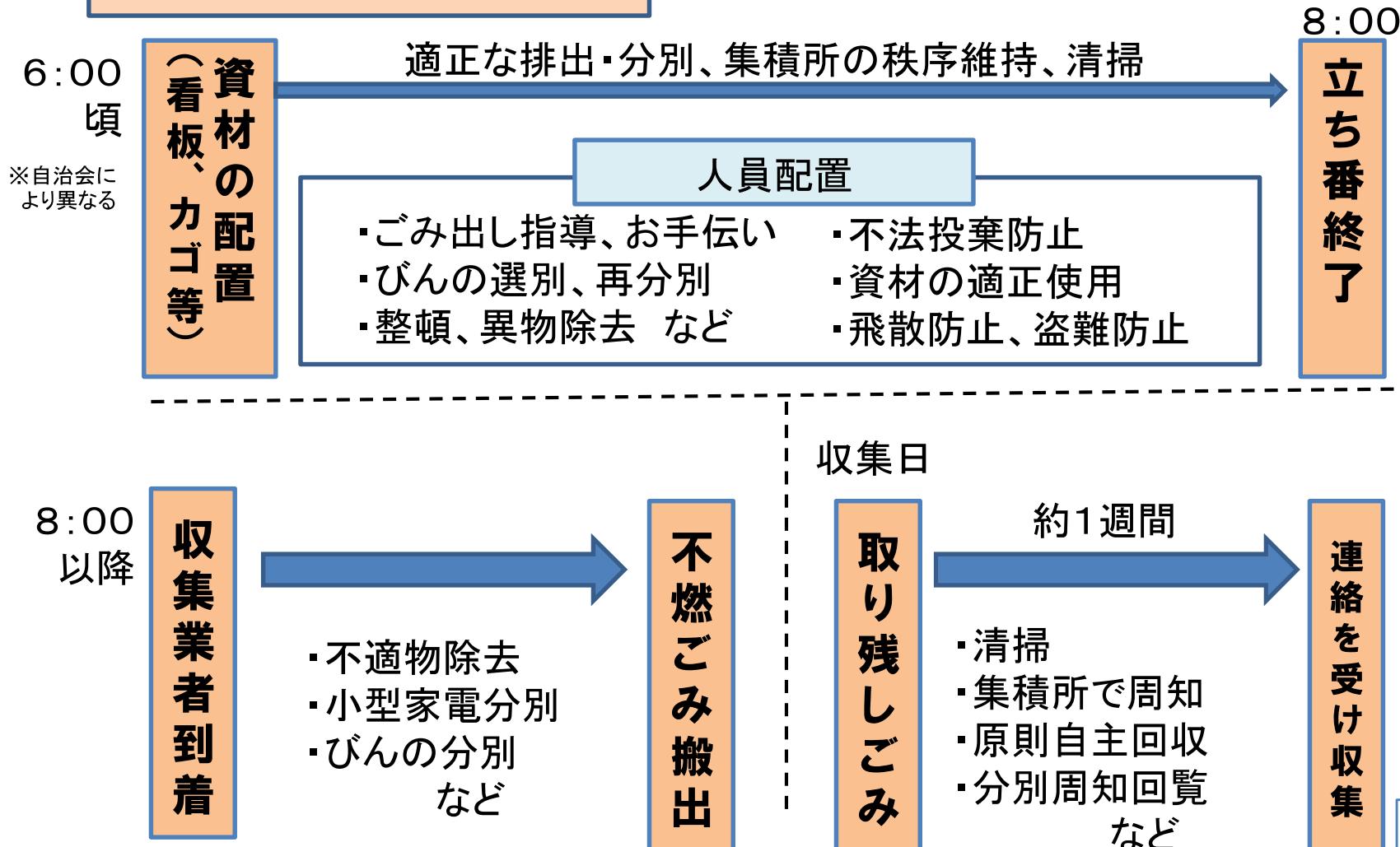
現状

- 不燃ごみ集積所の新設の際には自治会等に配置を依頼



不燃ごみ収集日の立ち番の負担について

収集までの流れ



1.立ち番・集積所

2.排出困難者

3.排出機会確保

4.コミュニティ

不燃ごみ収集日の立ち番の負担について

不燃ごみ集積所の状況

舞鶴市内で495か所
1日あたり約25か所を収集

大浦地区
24か所

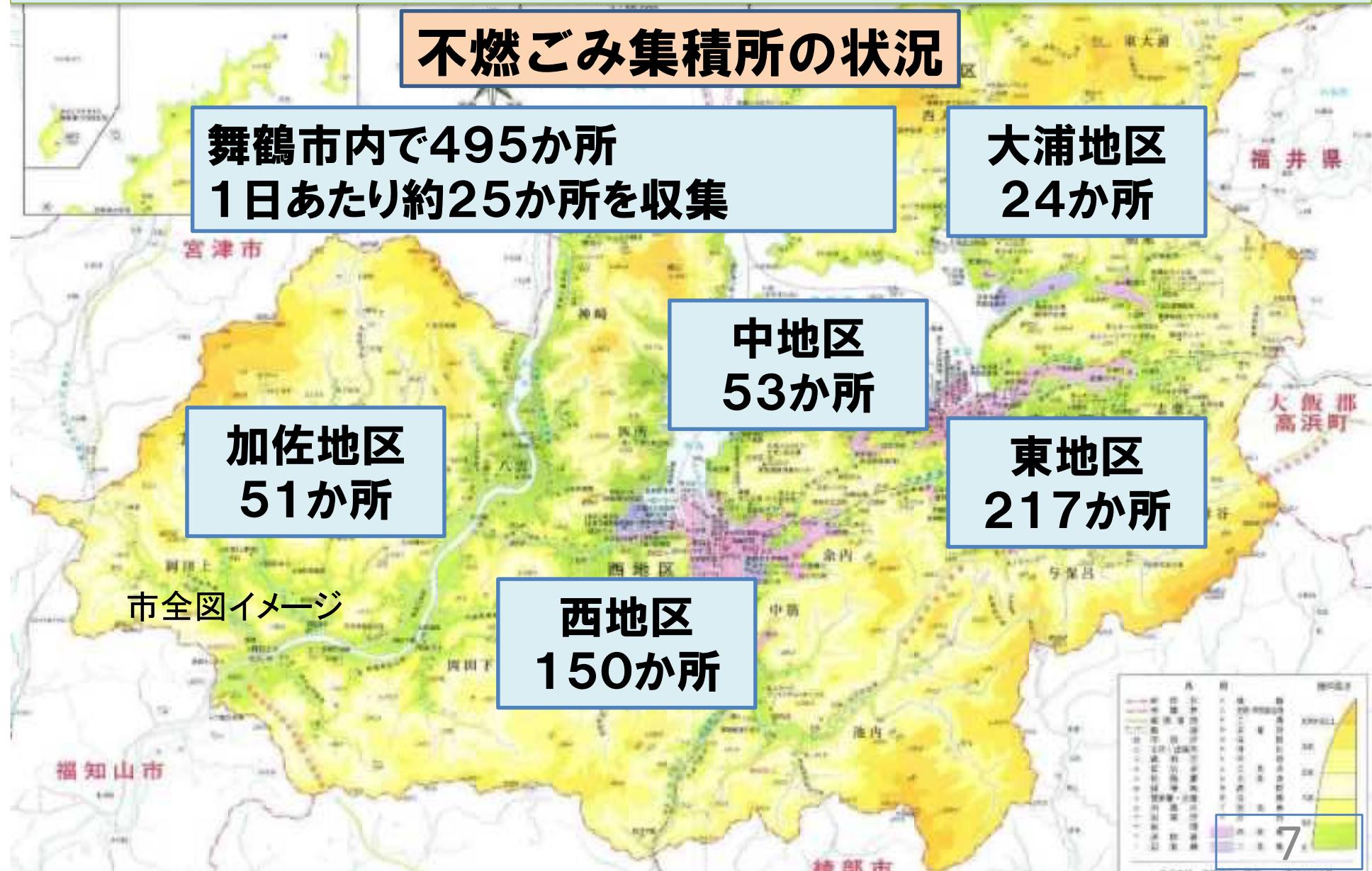
加佐地区
51か所

中地区
53か所

東地区
217か所

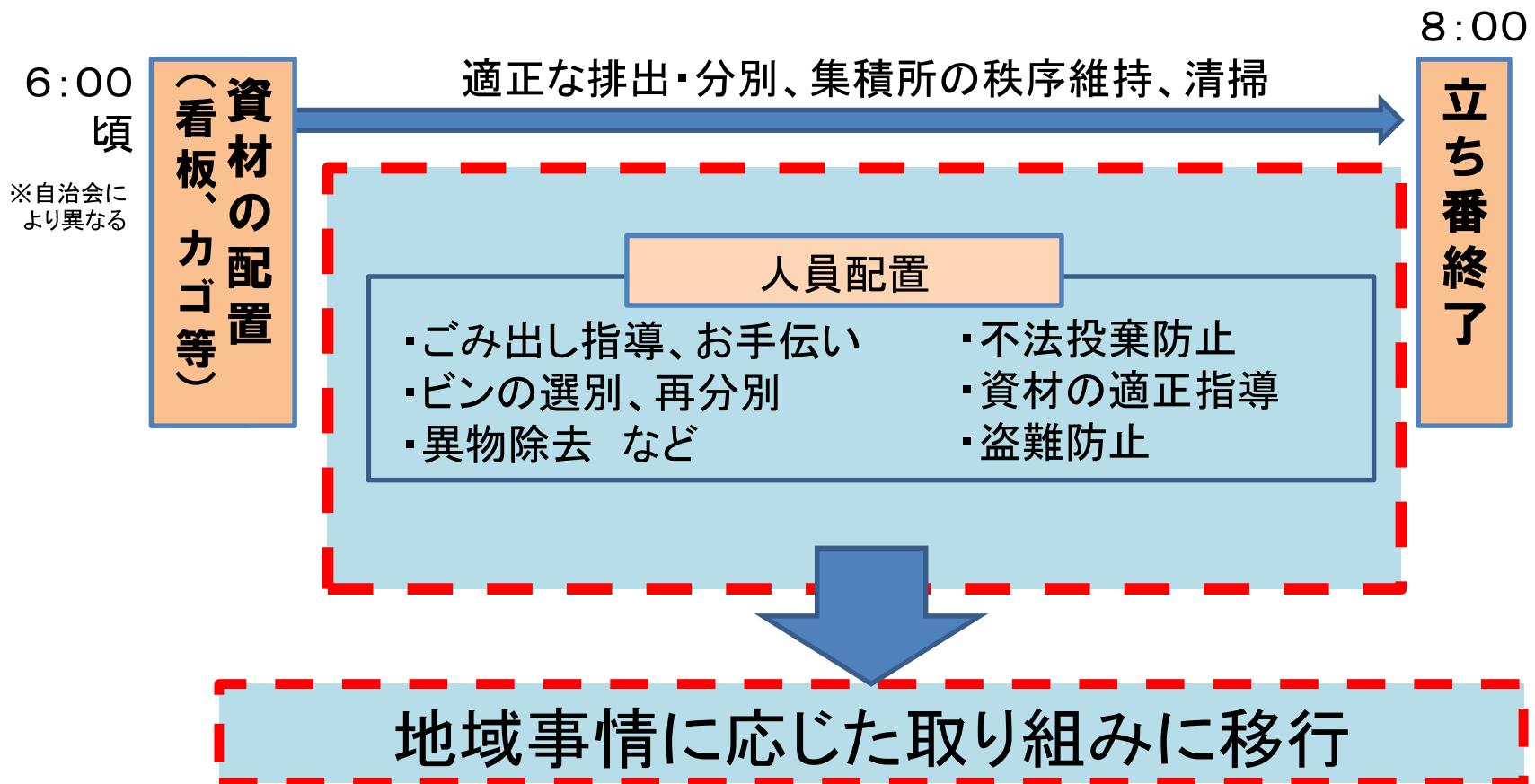
西地区
150か所

市全図イメージ



不燃ごみ収集日の立ち番の負担について

任意とする部分



不燃ごみ収集日の立ち番の負担について

茨城県日立市での簡素化事例

「立ち当番」について

- 1つのごみステーションで、不燃ごみ・資源ごみなど複数の種別のごみを集積している。
- 不燃ごみのステーション収集(月1回)では、ごみ出しの時間帯に「立ち当番」を配置。(S57～)当初は、市民の自主的な取り組みからスタートし、運用上のルールとなつた。

平成28年4月から「立ち当番」簡素化

- 冬季の負担等も大きいため、市民から簡素化を要望。
- ごみ出し時間帯の「当番」による分別指導を無くした。
- 看板や分別資材等の配置、管理は従来どおりとした。

不燃ごみ収集日の立ち番の負担について

不燃ごみ集積所での不適正・トラブル事案

収集できないごみ（「取り残し」）の対応

- 市内495か所の不燃ごみ集積所で年間約5, 500件の収集できないごみ（「取り残し」）があり、集積所1ヶ所あたり年間約11件。
- 「取り残し」となったごみの約9割は、排出者または自治会で処理、約1割は市で収集。
- 「取り残し」が多い品目としては、中身入りビンや缶詰。
- 注射器や薬品、危険物が排出されるケースもあり、市では適正排出の周知に努めている。

不燃ごみ収集日の立ち番の負担について

不燃ごみ集積所での不適正・トラブル事案

収集できないごみ
（「取り残し」）
の具体例

「舞鶴市ごみNEWS」より抜粋(H26)

第1位 中身入りびん・缶詰類

圧倒的に多かったのが、中身入りのびんや缶詰!
容器物は燃えないごみなんだけど中身が入ってちゃダメ✖
中をちゃんとすすぎ洗いして出してね。

第2位 布団・衣類

服や布団は燃えるごみだよ。
ただ、出し方にちょっと注意が必要なんだ!
服や布団だけで袋が一杯になっちゃうと、地域の集積所には出せないから、直接清掃事務所に持ち込んでね!
子供服はリサイクルプラザの子供服コーナーを利用するのも一つの方法だね。

第3位 貝がら

意外にも貝がらが出てるんだね。
貝がらは燃えるごみで大丈夫!
みそ汁に入れた貝がらなどは燃えるごみで出してね。

不燃ごみ収集日の立ち番の負担について

不燃ごみ集積所での不適正・トラブル事案

分別の不徹底、資材を利用しない事例

- 分別資材を全く使用せずに排出している(H28)



不燃ごみ収集日の立ち番の負担について

不燃ごみ集積所での不適正・トラブル事案

分別の不徹底、資材を利用しない事例



- 分別資材を適切に使用
していない
(H29)

不燃ごみ収集日の立ち番の負担について

不燃ごみ集積所での不適正・トラブル事案

分別の不徹底、資材を利用しない事例



- びん用のコンテナに有害ごみを入れている
(H29)

不燃ごみ収集日の立ち番の負担について

不燃ごみ集積所での不適正・トラブル事案

不適物・危険物の混入、火災事例

- 注射針が排出(H29)



- 事業系ガスボンベ(H29)



不燃ごみ収集日の立ち番の負担について

不燃ごみ集積所での不適正・トラブル事案

不適物・危険物の混入、火災事例

- バッテリーが原因となり
収集車両で発火



- カセットコンロのボンベが
原因となり発火



不燃ごみ収集日の立ち番の負担について

不燃ごみ集積所での不適正・トラブル事案

その他のトラブル事案

- 引越ごみや、粗大ごみが排出(H29)



不燃ごみ収集日の立ち番の負担について

不燃ごみ集積所での不適正・トラブル事案

その他のトラブル事案

- 資源ごみ(アルミ類)の盗難
- 産業廃棄物(事業系ごみ)の排出
- 立ち番終了後の排出(不適正なものを後から出す)

など

不燃ごみ収集日の立ち番の負担について

可燃ごみ集積所の管理について

- 約370の自治会が市内約2500か所の可燃ごみ集積所を管理。
- 収集できないごみ（「取り残し」）は、年間で約2900件発生。（約50%が不燃ごみの混入、90Lサイズの使用など）
- 可燃ごみ集積所では、カラスよけネットの配置や方付け、不適正排出、「取り残し」ごみ対応など様々な管理を自治会等で行っている。

不燃ごみ収集日の立ち番の負担について

立ち番は任意とし、適正排出・分別はこれまで通り

- 集積所での分別資材の配置、分別排出・清掃等の管理はこれまで通り自治会等で実施
- 不適正排出などの事案、助け合い・支え合いについては、地域固有の事情に応じて実施
- 現在も、集合住宅や自治会が無い地域では、分別資材が適切に使用されていない事例や、不適正排出や分別が不十分な事例もあるため、適正な秩序維持が図られない場合は立ち番の配置も必要

集積所の設置や管理ルールの明確化を検討

諮詢事項3

ライフスタイルの変化や高齢化などへの 対応について

1.立ち番・集積所管理

2.排出困難者への対応

戸別収集

3.排出機会の確保

①拠点回収

②収集回数

4.地域コミュニティの維持・活性化

排出困難者への対応～戸別収集について

市の取り組み案

- 民間事業者(一般廃棄物収集運搬業許可業者)による戸別収集サービス(有料)の活用。
- 受け入れ体制等の詳細については、市福祉担当部局や民間事業者との調整を要する。

【第8回審議会資料より】

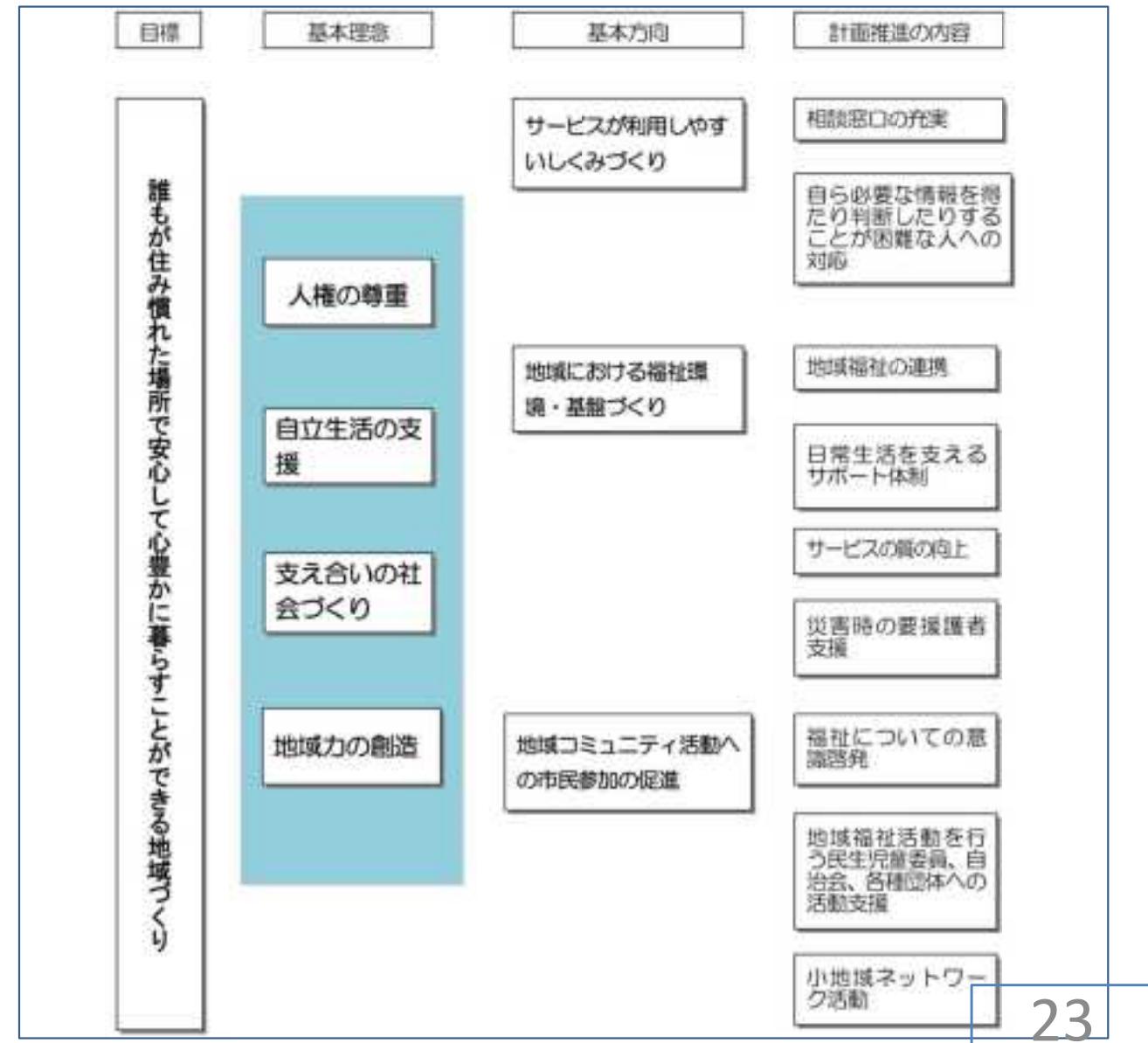
一般廃棄物収集運搬許可業者による戸別収集(有料)

- 事業者向けのサービスとして実施。個人でも利用可能
- 引越し等で大量のごみを処分する場合も対応



排出困難者への対応～戸別収集について

地域福祉計画 の体系



排出困難者への対応～戸別収集について

高齢者の保健・福祉サービスの状況

65歳以上の人

介護保険の要介護認定で
「要介護1」～「要介護5」の人

- ①介護保険の要介護認定で
「要支援1・2」の人
または
- ②「基本チェックリスト」で
生活機能低下が認められた人

介護保険サービスの
「訪問介護」
(H28 547名)

介護予防・生活支援サービスの
「訪問型サービス」
(H28 267名)

排出困難者への対応～戸別収集について

障害福祉サービスの状況

障害手帳を持っている

障害程度区分1以上
(区分1～区分6)

自立支援給付サービスの
「居宅介護(ホームヘルプサービス)」
(H28 131名)

排出困難者への対応～戸別収集について

本市での排出困難者の推定人数

- ・他市での事例から本市での排出困難者数は約200～230名(サービス利用者の21～24%)と推定。
- ・こうした潜在的な排出困難者への対応について検討が必要。

排出困難者への対応～戸別収集について

ホームヘルプサービスとごみ出しの問題

ごみ分別は生活支援施策として実施

- ごみ分別は買物や掃除などと同様に生活支援施策（自己負担あり）の中で実施されている。
- 廃棄物施策として独自に「ごみ分別」のみ実施することは、行政サービスとしての効率性に欠ける。

ごみ出しが難しい

- 生活支援、家事支援を受けている世帯では、ホームヘルパーが「ごみ分別」したあとに、ごみ出しをしようにも集積所ではすでにごみが収集されたあとであったり、曜日が異なることがある。
- ホームヘルプサービスの日時とごみ出し日時が合わないことが課題となっている。

排出困難者への対応～戸別収集について

支援の方法を検討するにあたって

介護保険・障害福祉サービスでは1割～2割の
一部自己負担が基本、支給限度額もある

- できないことは支援を受け、本人でできることは自分で行う
- インフォーマルサービス(家族、近隣、友人、ボランティア)を取り入れながら、地域とのつながりを持つことが大切

舞鶴市作成「高齢者の保健・福祉サービス利用の手引き」より

市施策として実施するごみ出しでも考え方は同じ
助け合い・支え合いの仕組みを維持し育む工夫が必要

排出困難者への対応～戸別収集について

排出困難者への戸別収集に向けて

民間事業者での実施に向けた各種調整

- 高齢、障害世帯など個人向けのサービス提供に向け、利用条件や申し込み、入院・入所時等の連絡体制、料金受方法等、サービス提供に向けた検討。

福祉関係事業者、関連パンフレット等での紹介



- 民間事業者の了承を得て、パンフレット等でごみ収集サービスを紹介

【舞鶴市発行「暮らしの便利帳」】

諮詢事項3

ライフスタイルの変化や高齢化などへの 対応について

1.立ち番・集積所管理

2.排出困難者への対応

戸別収集

3.排出機会の確保

①拠点回収

②収集回数

4.地域コミュニティの維持・活性化

排出機会の確保について ①拠点回収

市の取り組み案

- ①小売店での店頭回収の拡充
- ②拠点型の集団回収(古紙等)
- ③公共施設での拠点回収の拡充
- ④紙おむつ専用袋の配布拠点の拡充

排出機会の確保について ①拠点回収

①小売店での店頭回収の拡充

マイリサイクル店の拡充

- 市では小売店での店頭回収とリサイクルを推進するため、「マイリサイクル店」登録制度を設けている。
- 登録店舗や取り扱い品目の拡充を図る。

店頭回収実施店舗の把握、情報提供

- 市民の排出機会を確保し、ごみ出しの利便を高めるため、マイリサイクル店登録店舗以外での店頭回収実施状況の把握、取り扱い品目、リサイクル方法等を調査し、市民に情報提供する。

排出機会の確保について ①拠点回収

②拠点型の集団回収等(集団回収報奨金制度の見直し)

集団回収報奨金の仕組みの見直し

- ・現在の集団回収は排出量も利用団体も減少している。
- ・市では「その他の紙(雑紙)」の分別を推進しているが、報奨金での実績では「新聞」「ダンボール」が中心。

決まった場所、決まった日時での拠点型集団回収や 「その他の紙(雑紙)」回収の活性化を図る

- ・既存の報奨金制度の見直しを図り、市民の排出機会を確保しリサイクルをさらに推進する仕組みとする

排出機会の確保について ①拠点回収

③公共施設での拠点回収拡充

- 市街地に立地する公共施設を中心に、新たな回収拠点・回収品目の拡充に努める。

		現状
使用済小型家電 (H26年10月～)	6施設	1.2～1.4t (0.7%)
紙ごみ (H27年1月～)	3施設	8～10t (0.6%)

④紙おむつ専用袋の配布拠点拡充

- 公共施設での配布拠点の拡充。

諮詢事項3

ライフスタイルの変化や高齢化などへの 対応について

1.立ち番・集積所管理

2.排出困難者への対応

戸別収集

3.排出機会の確保

①拠点回収

②収集回数

4.地域コミュニティの維持・活性化

排出機会の確保について ②収集回数

市の取り組み案

- ①ペットボトル・プラスチック容器包装類の月2回収集
(実施時期未定)
- ②排出困難者への当面の措置として、可燃ごみとして排出されたプラスチック製包装類の「取り残し」はない
- ③集積所への対応として、不燃ごみ集積所の移転・増設、ペットボトル・プラスチック容器包装類専用の集積所増設

排出機会の確保について ②収集回数

プラスチック製包装類の収集により懸念される事項

①家庭での保管場所の問題

②衛生上の懸念

③不燃ごみ集積所の管理やスペースの問題

排出機会の確保について ②収集回数

家庭での保管場所の問題

1ヵ月に出るプラスチック製包装類は3~4袋!?

・実際に分別した結果（プラスチック製包装類のみを分別）

3~4袋(45L)/月 ※4人世帯

※本市の可燃ごみ組成から推計した量とほぼ同じ

・近隣市での排出状況（プラスチック製容器と包装）

3. 7袋(45L)/月 ※4人世帯

⇒1ヵ月間保管する際の衛生上の懸念がある

⇒不燃ごみ集積所のスペースの問題が発生？

排出機会の確保について ②収集回数

収集回数とリサイクル率との関係

①他市の状況

- ・ペットボトルの収集回数を月1回から月2回に増やした結果、ペットボトルの収集量が約13%増加(城陽市H22. 4月)

②その他データ

- ・収集頻度1回/月を2回/月とした場合、約10%の資源ごみ収集量増加

※ 舞鶴市一般廃棄物処理基本計画 資料-P34

会計検査研究(2011.03)「市町村における家庭ごみ収集政策の実証分析」

排出機会の確保について ②収集回数

取り組み案①

ペットボトル・プラスチック容器包装類の月2回収集
(実施時期未定)

- ペットボトル、プラスチック容器包装類の月2回収集の実施を検討する。
- 実施時期については、収集回数の拡充に要する事業費を考慮。

排出機会の確保について ②収集回数

他市の状況(再掲)

市区町村名	可燃ごみ	不燃ごみ	金属類	ガラス類	ペットボトル	容器包装 プラスチック類	紙ごみ
京都市	週2回(混合ごみ)		月4回	月4回	月4回	月4回	月1回
福知山市	週2回	月2回	-	月2回	月2回	週1回	週1回 (紙パックのみ)
舞鶴市	週2回	月1回	月1回	月1回	月1回	月1回	月1回
綾部市	週2回	月1回	月1回	月1回	月1回	-	-
宇治市	週2回	月4回	月2回	月2回	月2回	月4回	月1回
宮津市	週2回	月4回	月4回	月4回	月4回	月4回	月1回
亀岡市	週2回	月2回	月2回	月2回	月2回	月4回	-
城陽市	週2回	月2回	月2回	月2回	月2回	月4回	-
向日市	週2回	不定期	月2回	月2回	月2回	月2回	-
長岡京市	週2回	月2回	月2回	月2回	月2回	月2回	-
八幡市	週2回	月2回	月2回	月2回	月2回	月2回	-
京田辺市	週2回	月2回	月1回	月1回	月1回	-	-
京丹後市	週2回	月1回	月2回	月2回	月2回	月2回	-
南丹市	週2回	月1回	2ヵ月に1回	月1回	月1回	月2回	月1回
木津川市	週2回	-	月2回	月2回	月1回	月4回	月1回

排出機会の確保について ②収集回数

取り組み案②

排出困難者への当面の対応として、可燃ごみとして排出されたプラスチック包装類の「取り残し」はしない

- 月2回収集実施までの間は、プラスチック製包装類が可燃ごみに混入している場合でも「取り残し」にはしない。

(家庭でのスペース・衛生確保の問題に配慮した当面の措置)

排出機会の確保について ②収集回数

取り組み案③

集積所への対応として、

- ・不燃ごみ集積所の移転・増設
- ・ペットボトル・プラスチック容器包装類専用の集積所増設

- ・不燃ごみ分別区分見直しに伴い、不燃ごみ集積所のスペースが不足する場合は、自治会からの移転・増設の要望に随時対応する
- ・排出量の増加が見込まれるペットボトル・プラスチック製容器包装類のみの集積所についても要望により対応

諮詢事項3

ライフスタイルの変化や高齢化などへの 対応について

1.立ち番・集積所管理

2.排出困難者への対応

戸別収集

3.排出機会の確保

①拠点回収

②収集回数

4.地域コミュニティの維持・活性化

1.立ち番・集積所

2.排出困難者

3.排出機会確保

4.コミュニティ

地域コミュニティの維持・活性化について

市の取り組み案

- ①自治会活動への支援
- ②自治会への情報提供・情報共有・意見交換
- ③集団回収やリユース活動への支援
- ④地域コミュニティのさらなる活性化に向けて

地域コミュニティの維持・活性化について

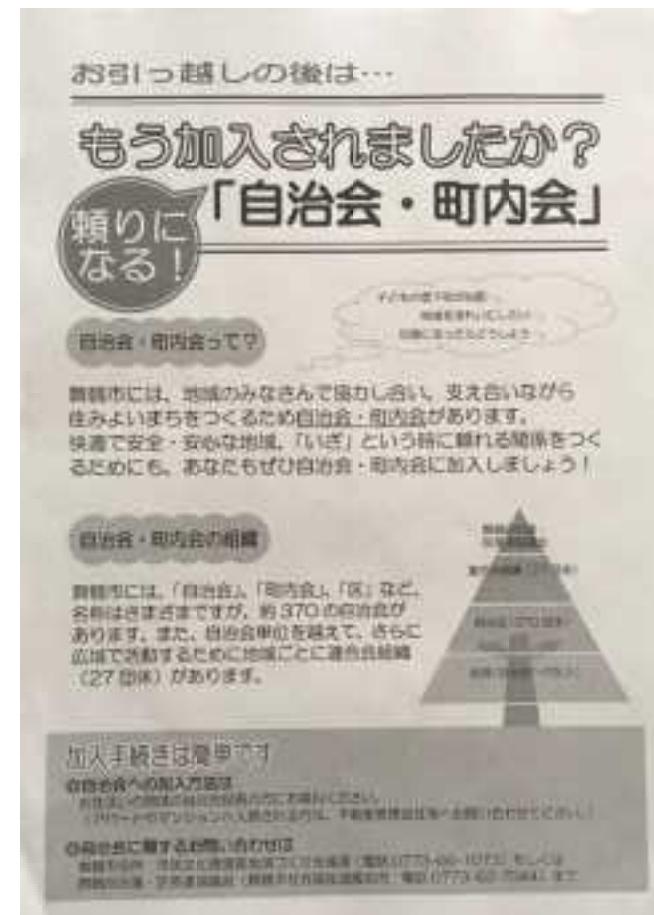
①自治会活動への支援 【地域づくり支援課】

自治会加入促進

- 転入者への加入案内

開発業者との協議調整

- 住宅開発等の際には、開発業者を通じて、自治会への加入促進を呼びかけ



地域コミュニティの維持・活性化について

②自治会等への情報提供・情報共有・意見交換

自治連・区長連協議会との連携

- ごみや環境美化活動においては、これまでから自治連・区長連協議会との連携協力を図ってきた。
- 毎年1回実施している「自治会長・区長のつどい」を活用したごみに関する情報提供

出前講座の開催、多様な情報発信

- 出前講座の開催などを通じた情報共有・意見交換。
- 自治会での取り組み、工夫の事例や集積所管理に関する手引書の作成・配布を検討する。

地域コミュニティの維持・活性化について

③集団回収やリユース活動への支援

集団回収制度の活用

- 制度のPRに努めるとともに、制度の見直しを図る。
- 集団回収活動を通じて、地域住民の排出機会の確保とリサイクルの取り組みを推進し、コミュニティの活性化につなげる。

リユース活動への支援

- バザーやフリーマーケットなど、リユースにつながる市民活動について広報協力を実施する。
- イベントや行事等に3Rの取り組みを+αした事業や支援の検討。

地域コミュニティの維持・活性化について

④地域コミュニティのさらなる活性化に向けて

- 「集団回収事業」では、これまでからPTAや福祉関係者などの目的型の団体が活発に活動してきた。
- 地縁を中心とする自治会の担い手が減少する中で、こうした目的型の団体やコミュニティが他の目的のために活動・活躍できる仕組みや機会を作ることは、ごみ(廃棄物分野)に関わらず、重要な取り組みとなっている。
- ごみ減量や環境美化活動がどのような施策や団体、イベントと連携できるか、また、その可能性があるのかについてさらなる検討を要する。